

(案)
物 品 売 買 契 約 書

- | | |
|-----------|--|
| 1. 件 名 | 森林官制服（靴○タイプ）の購入 |
| 2. 契約金額 | 金○,○○○,○○○円
(うち、消費税及び地方消費税の額○○○,○○○円) |
| 3. 品名及び数量 | ○○、○足 |
| 4. 納入期限 | 令和8年11月30日 |
| 5. 納入場所 | 別紙のとおり |
| 6. 契約保証金 | 免除 |

上記品目（以下「物件」という。）について、支出負担行為担当官 林野庁長官 小坂 善太郎（登録番号 T8000012050001）（以下「甲」という。）と、株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、上記各記及び次の条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1
 支出負担行為担当官
 林野庁長官 小坂 善太郎

乙

契 約 条 項

(目的)

第1条 乙は、この契約に基づき、物件を納入期限内に納入するものとし、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(甲の指示)

第2条 乙は、この契約の履行について、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(乙の履行遅延)

第3条 乙は、頭書の納入期限までに物件を納入できない場合には、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び納入見込日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

第4条 甲は、乙が頭書の納入期限までに物件を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅延金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅延金は、遅延日数1日につき契約金額に対して年3.0%の割合で計算した額とする。

3 第1項に定める遅延金の請求は、甲が第10条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(検査)

第5条 乙は、物件を納入したときは、直ちにその旨を甲及び納入場所の長に通知するとともに、甲が委任した職員又は委任した職員が命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、乙から前項に定める通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙、乙の運送取扱人等は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じなければならない。この場合において、乙、乙の運送取扱人等が検査に立ち会わないときは、乙は検査の結果に対し異議を申し立てることができない。

4 甲は、前項の検査に合格した旨を通知したときをもって物件の引渡しを受けたものとする。

5 検査職員は、検査の結果不当な箇所を発見した場合には、乙に対し、相当の日時を定めて引換又は補修を請求することができる。この場合、乙は直ちに引換又は補修を行い、再度検査を受けなければならない。

6 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権等の移転)

第6条 この契約に基づく納入物件の所有権は、前条に定める検査に合格したときに、甲に移転するものとする。この場合、納入に必要な容器外包は、特別の定めのない限り甲の所有とする。

(契約不適合責任等)

- 第7条 乙は、物件の納入後1箇年間は、物件の性能、品質等について補償するものとする。
- 2 前項に定める補償期間内に、物件に破損、変質、性能の低下等の契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。
- 3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約代金の支払等)

- 第8条 乙は、全ての物件を納入し、第5条第2項に定める検査に合格したときは、所定の手続により契約金額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、契約代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。
- 3 甲が、第5条第2項に規定する期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の支払期間の日数から差し引くものとする。ただし、この遅延期間の日数が支払期間の日数を超える場合は、その超える日数に応じ遅延利息を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 乙は、甲が甲の責に帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わない場合には、甲に対し遅延利息を請求することができる。
- 2 甲による利用料の支払遅延に対しては、発生時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の遅延損害金を付加するものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(契約の解除等)

- 第10条 甲は、甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。
- (1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合
- (2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合、又は正当

な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合

- (3) 乙又は乙の使用人がこの契約に関し不正行為を行った場合
- (4) 乙又は乙の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合
- (5) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合

(違約金)

第11条 甲は、前条第2項第1号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2項第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）

に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 16 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

4 前 2 項に規定する損害賠償の額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(債権債務の相殺)

第 20 条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権について、前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た業務上の秘密及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を業務の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙は、保有した業務上の情報及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前 2 項については、この契約の履行が終了した後においても同様とする。

(疑義の解決)

第 23 条 前条のほか、この契約について疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、解決するものとする。